

設計図書作成の留意点

1. 設計図書の作成

1. 使用用紙サイズ

原則“A2”とする。

2. 図面の縮尺

縮尺は、次の12種類を基本とする。

1:1 / 1:2 / 1:3 / 1:5 / 1:10 / 1:20 / 1:30 / 1:50 / 1:100
1:200 / 1:300 / 1:500

3. 設計図の作成について

(1) 建築工事の図面構成

- ① 営繕工事共通仕様書、建築工事特記仕様書
- ② 敷地求積図、面積表
- ③ 配置図、附近見取図、支障物件図、仮設計画図
- ④ 外部仕上表、内部仕上表
- ⑤ 平面図
- ⑥ 立面図
- ⑦ 断面図
- ⑧ 矩計図
- ⑨ 平面詳細図
- ⑩ 展開図
- ⑪ 天井伏図
- ⑫ 建具表
- ⑬ 各部詳細図
- ⑭ 構造図
- ⑮ 概略工事工程表

(2) 電気・機械設備図共通

- ① 配置図・附近見取図
 - (イ) 附近見取図は、工事場所への道順が容易に理解できるよう主要国道・県道・目標物及び方位を記入する。なお、国土地理院発行の「数値地図25000（地図画像）」を利用し、附近見取図とすることも可能である。必要な場合は、設計開始時に監督員に申し出ること。
 - (ロ) 配置図は、工事対象建物、仮設計画、主要資機材の搬入経路等が判別できるものとする。
- ② 系統図
 - (イ) 各設備の機能全体を系統的に示し、設備概要・システム概要が理解できるものとする。
 - (ロ) 主要機器の名称又は記号(略号)を記載する。
 - (ハ) 階数、階高、天井高など、立面的な部分を記載する。
- ③ 機器表・姿図
 - (イ) 標準図による機器等は、標準図の名称及び記号を用いての記載を徹底すること。
 - (ロ) 標準図によらない機器等は、原則としてその名称・概略図・仕上げ・材質等を記載し、記載内容は複数の製造者間で共通する仕様のみで、製造者を特定するような表現は削除する。
 - (ハ) 衛生器具表については、国交省記号、TOTO品番、LIXIL品番を列記し、付属品はTOTO・LIXILのれかの型番+品名を記入する。
- ④ 平面図・立面図
 - (イ) 建築図の線種は最低とし、設備図が浮き上がるようなものとする。
 - (ロ) 設備工事に関連性のある建築工事内容以外の情報はできるだけ削除する。
 - (ハ) 系統図、機器表・姿図等で電線、電線管、給排水管等の内容が判別できるのであれば、図面上での引出線によるコメントは不要。

- ⑤ 参考断面図、施工要領図
(イ) 平面及び立面図で表現しづらい内容は断面図、施工要領図により表現を補足する。
(ロ) 掘削工事がある場合は、土工参考図(埋設配管要領図)を作成する。

(3) 電気設備図の図面構成

- ① 営繕工事共通仕様書・電気設備工事特記仕様書
- ② 配置図・附近見取図 (設計主旨・概略工事工程表)
- ③ 受変電設備図 (受配電仕様、単結図等)
- ④ 自家発電設備図 (仕様書・姿図等)
- ⑤ 各種系統図 (幹線・電灯・動力・弱電・自火報等)
- ⑥ 盤結線図・機器姿図・機器仕様
- ⑦ 電灯設備図 (各階)
- ⑧ 動力設備図 (各階)
- ⑨ 通信・情報設備図 (各階)
- ⑩ 火災報知設備図 (各階)
- ⑪ 中央監視制御設備図 (各階)
- ⑫ 防犯設備図 (各階)
- ⑬ 構内配電線路・通信線路図
- ⑭ 各種詳細図 (引込装柱図、埋設配管要領図等)

(4) 機械設備図(管工事)の図面構成

- ① 営繕工事共通仕様書・機械設備工事特記仕様書
- ② 配置図・附近見取図 (設計主旨・概略工事工程表)
- ③ 機器表・姿図
- ④ 各種系統図 (給水・排水・給湯・ガス・消火)
- ⑤ 給排水衛生設備図 (給水・排水・給湯・ガス)
- ⑥ 部分詳細図 (各所)
- ⑦ 消火設備図 (各階)
- ⑧ し尿浄化槽設備図 (仕様書、平面・断面図(躯体配筋図等含む))
※躯体は原則、頂部・底部とし、側面は不要(支柱で支持)とする
- ⑨ 屋外設備図 (給水・排水・ガス・消火)
- ⑩ 各種詳細図 (埋設配管要領図・機器廻り配管要領図等)

(5) 機械設備図(空調工事)の図面構成

- ① 営繕工事共通仕様書・機械設備工事特記仕様書
- ② 配置図・附近見取図 (設計主旨・概略工事工程表)
- ③ 機器表・姿図
- ④ 各種系統図 (空調・換気・風道・排煙)
- ⑤ 空気調和設備図 (各階)
- ⑥ 換気設備平面図 (各階)
- ⑦ 排煙設備平面図 (各階)
- ⑧ 部分詳細図 (各所)
- ⑨ 自動制御設備図 (各階)
- ⑩ 各種詳細図 (埋設配管要領図・機器廻り配管要領図等)

4. 営繕工事共通仕様書及び専門特記仕様書の作成について

(1) 構成

①営繕工事共通仕様書（全ての工事で共通）

②専門特記仕様書（工事の種類毎に選択）

※建築工事、建築改修工事、解体工事、小型焼却炉撤去・解体工事、電気設備工事、機械設備工事

(2) 営繕工事共通仕様書

営繕工事で共通して遵守すべき事項を記載している。「Ⅰ. 工事概要」「Ⅱ. 営繕工事共通仕様書」から構成される。

「Ⅰ. 工事概要」は設計事務所にて記入し、「Ⅱ. 営繕工事共通仕様書」は原則編集不要。

設計図書（成果品）作成にあたっては、留意事項を削除した上で3列構成とする。

※「12. 発生材の処理等」のアスベストの項目について、既存の分析調査結果の有無の選択要。

(3) 専門特記仕様書

工事の種類毎に特記事項を記載するもの。「1章 一般共通事項」に始まり、2章以降と続く。

標準仕様書他、各種適用基準を参考に、特記すべき事項について選択、記入等を行う。当該工事に関係のない事項は適宜削除すること。

設計図書（成果品）作成にあたっては、留意事項を削除した上で3列構成とする。